

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース



発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本 邦雄 編集人 杉山 昌明
発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局
事務局 TEL&FAX 045-751-1010

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 第44回定期総会開催

平成二十四年七月一日(日)十三時から、かながわ県民センターで、代議員九十名(委任状を含む)出席して開催されました。

尾野副会長(津久井やまゆり園)の総合同会で始まり、岩本会長(花みずき)から、『全施連三役が出席した日本障害者協会政策委員会の討議の中で、「入所施設で利用者と家族と職員が絆を強めているというが、そのことと、利用者の日中の社会参加とは別の話ではないか」という質問が繰り返されたが、これに対してきちんと理論的に答えていかなければ入所施設が必要という主張の理解を得られない。また、知的障害者は他の障害者に比して少数派であることから、他の障害者団体との連携を一層深めなければならないので、今後とも引き続き努力していきたい』という挨拶がありました。

引き続き金子副会長(恵和)を議長に選出し、杉山総務担当(津久井やまゆり園)から本日の出席代議員数にもとづき、本総会が有効に成立しているという報告が行われた後に、議事に入った。

議案1 平成二十三年度活動報告

大矢広報部会長(野百合園)から保護者会等における共通課題への取り組み支援、情報提供による保護者会活動への支援、他団体への連携、会費問題の検討などについて報告した。

大坪代議員(愛名やまゆり園)から、義援金の集まり状況についての質問に対して、上村会計から、百九十一万七千九百七十七円という回答があり、原案が全会一致で承認され

議案2 決算報告

上村会計(永耕園)より決算報告の後、山田会計監査(紅梅学園)から監査報告が行われた。

それに対して、紅梅学園の山本代議員から特別会費について質問があり、会長から、「全施連の活動に連携、参加する価値の有無を判断する意味もあって3年間の期限を設けた特別会費とし、さらにこれを1年間延長した。その後理事会等で検討

した結果、全施連との連携は有意義であると言ったことになったので、特別会費でなく、通常会費に組み入れることにしたものである」旨回答し、原案通り承認された。

議案3 会則の改正

杉山総務担当から、副会長の定数を3名から4名に変更する件について説明・提案があり、全会一致で承認された。

また会費改正に関する説明・提案についても異議なく承認された。

議案4 活動計画

会長から平成二十四年度の活動計画に関して

- ①各保護者会への共通課題への取り組み支援。
- ②各保護者会等の活動の一層活性化に寄与する情報提供。
- ③他の団体との連携。
- ④各市町村との関係強化。
- ⑤その他課題への取り組み。

議案5 二十四年度会計予算

願化会計担当(川崎授産学園)から、本年度の予算案については、議案3で承認された会費改訂を盛り込むとともに、新たに全施連への人材派遣費を組み入れた一般会計ならびに、素麺販売関係の収支を一般会計から外して、全施連の全国大会に特化した特別会計を設けた旨の説明・提案

があり原案通り承認された。

議案6 二十四年度役員選出

嶋田副会長(すぎな会)から、本年度新たに役員に就任する人についての説明と併せて、「紅梅学園選出の理事については現在調整中のため、次回理事会で決定することについて承認を得たい」旨の提案があり、異議なく承認された。

以上で議事を全て終了し、議長を解任して閉会した。



神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース第35号

今後の障害福祉施策のゆくえ

講師：(社福) 藤沢育成会湘南セシリア施設長 河原 雄一氏
日本知的障害者福祉協会政策委員会副委員長
NPO法人かながわ障がい者ケアマネジメント事務局長
司会進行 山本交流部会長 (悠トピア)

障害者自立支援法から 障害者総合支援法へ

●平成24年2月7日、厚生労働省が民主党に対して、障害者自立支援法に代わる新たな法律案を示したが、中身は障害者自立支援法と変わりがないものであり、総合福祉部会や障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団のメンバーなどから強い非難や抗議が行われた。

●その後、民主党の障害者プロジェクトチームと厚生労働省との間で、新しい法律は「障害者総合支援法」として3月13日に国会に上程され、6月20日に参議院で可決・成立した。

●この「障害者総合支援法」は、平成25年4月1日から施行されるが、「障害者支援区分」・「ケアホームのグループホームへの一元化」など二部については、平成26年4月1日から施行される。

●政府は、この法律の施行後3年を目途として、「障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」など6項目について見直しを行う



障害者総合 支援法の概要

①題名「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)とする。

②法律の基本理念

この法律の基本理念を、障害

者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

③知的障害者に身近な

制度の変更

障害福祉サービスのうち、共

日本知的障害者 福祉協会からの 自民党への要望 (平成24年3月30日)

障害者総合支援法案の 制定にあたって

1. 障害者総合福祉部会の骨格提言を可能な限り尊重するようお願いいたします。

2. 法第5条に規定されている各障害福祉サービスの目的条項のなかに、障害者の「意思決定の支援」を加えていただくようお願いいたします。

3. 生活介護事業について、重度障害者にあっても、生活上の介護のみならず、自己実現や社会参加のための支援が行われていることから、法第5条以降に規定されている「生活介護」という名称を見直していただくようお願いいたします。

法施行後3年後の

見直しにあたって

1. 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方の検討にあたっては、意思決定支援を必要とする障害者が安心してサービスを利用できるように、ケアマネジメントの仕組みや客観的な尺度の創設等、十分な検討を行っていただくようお願いいたします。

2. 障害福祉サービスの見直しにあわせて、訓練等給付と介護給付を一本化していただくようお願いいたします。

3. 施行後3年後の見直しにあたっては、見直しまでのロードマップを示していただくとともに、関係団体との協議が行われるようお願いいたします。

障害支援区分に 関して

従来の障害程度区分での判定は、知的・精神障害の場合、障害の実態が適切に反映されないという問題があった。今回その名称が「障害支援区分」に改められるとともに、「障害者等の多様な特性その他心身の状態に

応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分とする」ことになった。これは一歩前進と言えないことはないが、「支援の必要性を導き出すための方法・スケール」および、「支給決定のプロセスにおける障害程度区分の位置づけ」がどうなるのか、また、「障害支援区分は三障害共通のスケールなのか否か」といった点が、今後の課題になる。

これから地域で 起こること

① 今後は、相談支援専門員が呼びかけるサービス担当者会議で、サービス提供事業所のサービス管理者も出席して、総合的な支援計画とサービス利用計画を作成することになる。

そのサービス利用計画の対象者が3年間で全員になるということは、入所・通所の事業所を利用している人も対象になる。(直近で、3000件弱のサービス利用計画の対象者が59万人に拡大することになる)

② 相談支援事業所・サービス提供事業所の組織間の連携及び相

談支援専門員・サービス管理責任者・支援員等人的の連携が今まで以上に求められる。

③ 相談支援専門員が作成する「サービス利用計画」とサービス提供事業所が作成する「個別支援計画書」との整合性や連携・調整が今まで以上に必要になる。
④ 対象者の拡大で、相談支援従事者の人材を増やす必要がある。同時に専門性や質を担保する仕組みが課題になる。

質疑応答

Q・湯田代議員(素心学院)

サービス等利用計画の作成担当者、介護保険による支援計画の担当者と同じようなものとして理解して良いのか。

A・介護保険では試験を受けた資格を持っているケアマネが計画する。サービス等利用計画は七日間の研修を受けた相談支援専門員が立てることになっている。

Q・山本代議員(ソイル栄)

横浜市では支援計画の作成は、一次相談支援機関、二次相談支援機関で相談支援計画を立てる



ということになっているが、それと自立支援協議会との違いはどうか。

A・横浜市の仕組みは自立支援協議会とは別ルートと考える。横浜市の仕組みは複雑であり、よくは承知していない。

Q・金子副会長

恵和でも相談事業を行うと思うが、私の経験からすると、ケアマネジャーは医療関係も福祉関係もカバーしているが、サービス等利用計画の作成を担当する相談支援員は、必ずしもそのようにはならないので、結果と

して、サービス等利用計画と個別支援計画は変わらないことになってしまつのではないか。

A・介護保険がスタートした時点でサービスの抱え込みになってしまつのではないかと感じていた。障害の方も今、相談支援員の数が足りない中でどうしていくか問題である。

事業所は入所の方だけの計画を立てるのではなく通所の方の計画も立てるので、事業所が専門性を生かして、相談支援にも手を広げて貰いたい。

サービス等利用計画は役所に提出しなければならぬ。サービスを利用するには支給決定がなければならない。また、何ヶ月に一回はモニタリングがあり、役所のチェックがある。

Q・岸代議員(恵和)

サービス等利用計画の導入、特に対象者拡大のメリットは何か?

A・入所者のメリットはあまりない。居宅サービスを受けている利用者が、一人暮らしをしている人の例を紹介すると、ある日ヘルパーが自宅を訪問したら本人がいなくて調べたところ、入院していたというケースがあっ

た。

これはヘルパーとデイサービス事業者との間の連絡不十分が原因といえる。

このような事例に鑑み、サービス統合の必要性があるので、サービス等利用計画を作成することになった。

Q・尾野副会長

名称が支援区分になり、3年間で見直すと言うが、それまでは判定基準が変更されないのかどうか、またコンピューターによる判定という方法は変わらないのかどうか、さらには、判定調査員の全国的なレベル合わせが必要では無いのか。

A・これまでの障害程度区分による判定の場合、知的・精神障害者については、二次判定での判定結果の変更が50%以上もあることから、国が本年度実態調査を行うことになっている。

その結果を踏まえて、3年後の見直しが行われることになる。考えるが、コンピューターによる判定という方法については、多分いじらないのではないかと。

また、3年後の見直しが行われるまでは、現在の判定項目・

判定方法が継続されることになる。

Q・岩本会長

入所施設は将来も知的障害者にとって必要な施設であると考へ、廃止論を唱えている人とも話し合いをしている。

どんな生活をしたか本人に聞いても答えてられるはずもない。家族も悩んでいる。

福祉協会として将来の姿、長期的イメージがあれば教えて頂きたい。私見でも良いのでお聞かせ願いたい。

A・協会内部では「サポート体系」というものを検討している。その中では入所施設イコール生活支援ホームという位置づけである。

自立訓練の対象者は、生活支援ホーム・グループホームともに、利用期間は4年間限度とすることを考えている。

ハード面でも見直していく。若い人たちが過ぐすところと高年齢の方々が過ぐす、ある程度終の棲家を意識している所と分かれていくのではないかと。

集団は小さくした方がよいと考える。プライバシーが確保で

きるコンパクトな施設が良い。

GHやCHは大体十人前後で、入所施設は三十から五十人の施設が良いと思う。

重装備の施設で支援を受ける人もいる。機能を専門特化し、短期入所も充実していく。

職員は普段の生活の中で利用者とのコミュニケーションはとっているが将来については聞いていない。そのようなコミュニケーションがとれるような専門性をもちたいと思う。

Q・大矢代議員(野百合園)
将来ユニット化した施設ならば残るのか。

現在の施設をそのような施設にすれば残るのか。

A・私見としては、ハード面では今のままではまずいだろうと感じている。

職員に、ここに住みたいか聞いたら90%以上が住みたくないうことであり、職員が住みたくないうところに利用者を住まわせているのは問題である。

そこは変えていかなければならない。

Q・山本代議員(紅梅学園)
基本的な質問だが、法改正の

目的は何か。国の予算の問題なのか、

地域移行は利用者の状態を勘案して決めるべき。家族の意見を聞いて貰えるのか。

A・行政の立場ではないので断言は出来ないが、制度改正については、政権交代にともなう障害福祉改革への取り組み、ならびに障害者権利条約批准に向けての問題点の解消などのためであり、予算的な問題が全てとは言えないと考えている。

地域生活移行と知的障害者本人の意思との関係については、障害者本人に全く意思がないとは言えないのではないだろうか。支援する側が本人の意思を引き出すための専門性を高める必要があると考える。

以上

施保連活動日程

- 8月5日(日) 理事会
- 9月5日(水) 常任理事会
- 10月4日(木) 常任理事会
- 11月10日(水)
施設見学会(見学先未定)
- 11月4日(日) 理事会
- 11月6日(火)~7日(水)
全施連全国大会(大分市)
- 12月20(木) 常任理事会
- 1月12日(土)
理事会・新年懇親会
- 2月3日(金)
施保連学習会
- 3月2日(土) 理事会
- 4月7日(日) 理事会
- 4月22日(月) 常任理事会
- 5月26日(日) 理事会
- 6月9日(日) 理事会

障害を持つ人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川県施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、やまゆり知的障害児者生活サポート協会の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会(旧やまゆり互助会)
〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426